

7. 人間の尊厳と個人の尊重との異同

憲法学の通説は、13条の個人の尊重を個人の尊厳の原理と解釈し、人間の尊厳を個人の尊重と同義に解するようである。

しかし、この通説には、二つの点で疑問がある。第一点は、そもそも人間の尊厳には、自律的・人格的な個人の尊厳(①)の他に、現存の、そして未来の、種としての人間の尊厳(②)の2つの意義があり¹⁴⁾、EUの1996年「人権及び生物医学に関する条約」も、この両者を記している。クローン規制法は、人間が一回限りの存在であり、かつ、種としてのアイデンティティが保持されなければならない存在であること等を土台に構築しており¹⁵⁾、②の意味を含めている。日本の法秩序は、単なる①の個人主義¹⁶⁾のみでは説明仕切れない段階に入っているから、人間の尊厳を①の意味での個人の尊重と同義に捉えることは、最早、できない。第二点は、個人の尊重は公共の福祉によって制約されるから、公共の福祉を人権制約の根拠規定と解するとすれば、公共の福祉を根拠に人間の尊厳も制約され得ることになり、人権の淵源という、人間の尊厳のそもそもの出発点と矛盾することになる(もっとも、人間の尊厳は不可侵性を持つとはいえず、絶対的で無制限であることを意味するかは一つの問題ではある)。

こうして、現存の、そして未来の人類全体の尊厳の意味が加わったことによって、人間の尊厳の概念は、一個人のレベルを超え、かつ時間的にも「将来の国民」(憲法97条)を含めた意味内容を持つに至っていると考えられる。

8. 胚・胎児は人間の尊厳の担い手か

8.1 クローン規制法の考え方

クローン規制法は、附則で「ヒト受精胚」を「人の生命の萌芽」と位置付けている。これは、人の萌芽ないしは始期を意味すると解される。

出生後の人間における人間の尊厳は、言うまで

もなく、十全である。受精後出生するまでの過程では、人間の尊厳の潜在性を徐々に顕在化させつつ、連続的に人間の尊厳の十全性を獲得していくと考えられないだろうか。法律では、これまでも、胎児の生命を奪えば墮胎罪、出生後の人間を殺せば殺人罪で、それぞれの段階での人間の尊厳を尊重してきた。墮胎罪と殺人罪の刑罰の差は、人間の尊厳の十全性の差と理解することができる。他方、クローン規制法が「人の尊厳の保持」を明記したのは、生殖技術において胎外に取り出される受精卵・胚について、十全性に差こそあれ、胚の段階で人間の尊厳を保護し尊重する趣旨であると解される。そうすると、胎児の前段階にある受精卵・胚については、受精卵から時間的経過を経て、着床、個性獲得、胎盤の形成、神経管の形成などの各段階に応じて、人間の尊厳は少しずつ十全性を獲得していくことになる¹⁷⁾。

クローン規制法および特定胚取扱い指針は、受精後14日以内の胚を文部科学大臣に届け出ることによって作成等できる旨規定している。受精後14日内は「胚」ではなく「前胚」だとして研究を可能とするウォーノック・レポートの多数意見に基づいているが、「胚」ではなく「前胚」だから生命を奪ってもいいというのは、実質的に何の根拠もないレトリックに過ぎない。この多数意見は、何故、個性ないし神経系の形成が研究可否の分水嶺になるのか、説明できないように思われる¹⁸⁾。

8.2 仏教における胚・胎児

仏教では、生命は、入胎、すなわち母親の胎内に宿るところから出発していて、このときの状態をサンスクリット語で「カララ」(小さなかたまり)と言い、壽(いのち、^{ふう}風(われわれの体内を吹きわたる風、また宇宙そのものが始まる原動力))、煖(ぬくもり)、識(意識)により構成され、これらが一つに溶け合っているのが生命で、この三つがバラバラになったときが死である、という説が紹介されている¹⁹⁾。また、釈迦は、悟った直後、自らの苦を解決する道が正しかったかどうかを十二支によって確認したとされる(十二因

縁)。そのうち、三の「識」、四の「名色」、五の「六処」では、受胎してから母体を出るまでの過程であり、その過程は、過去世の因に基づく現世の果であって、将来の因となると解されているようである。

従って、仏教の教えによれば、因果に関して、受胎してから母体を出るまでの存在を、生誕後と同列に置いていることがうかがえる。そうすると、人間の尊厳の享有主体を出生後のみに限ったり、ある段階の胚・胎児に限るとする考え方は、日本では不自然であろう。

9. 法的評価の基準としての人間の尊厳

9.1 学問・研究の自由および人々の健康と福祉に 応えるための幸福追求権という価値と の関係

人々の健康と福祉に関する幸福追求の要請に応えるために受精卵・胚を研究に利用することをどう考えるべきか。

人間の尊厳は自由・人権の淵源であるから、学問・研究の自由ないしは、人々の健康と福祉に応えるための幸福追求権に基づき受精卵・胚の生命を人為的に終了させることは、原則として禁止されるべきである。ただし、人間の尊厳の十全性には差があるから、診断・予防・治療のない重篤な疾病に関する著しく有用な研究等に例えば「余剰胚」を用いる等例外を設けることやその根拠は、公序に属し、社会が重大な関心を持つべき社会的合意事項であり、社会的合意を形成した後に、法律で規定されなければならないのではなかろうか。

9.2 自己決定権という価値との関係

1) 臓器移植法改正 A 案（河野・福島案）について

国によって同意原則が初めて明確な形で表されたのは、ドイツ帝国の1931年「新しい医療と人間に対する科学的実験に関する指令」で、内務省が出した通達であった。その数年後、治る見込みの

ない者、「生きるに値しない生命」を撲滅し、強制収用所において科学的、医学的、政治的に組織された医学実験を行うという保健政策が実施されている。この通達の影響力は弱かったものと思われる²⁰⁾。しかし、この歴史的事実は、見方を変えると、同意原則が非人道的行為をカモフラージュし一見合法化する役割を果たしたように思われる。自己決定の法理は、その目的、適用範囲、手続き等を最も厳格に規定しない限り、社会が滑りやすい坂道を転げ落ちる引き金になるおそれがある。

臓器移植法改正 A 案は、およそ人間は連帯的存在であり、たとえ死後に臓器を提供する意思を現実に表示していなくても、そのように行動する資質を有する存在、死後の臓器提供へと自己決定している存在だという理想的人間観に立ち、本人が何の決定もしていない状況まで自己決定なのだと言及するが、これを自己決定だと説明するのは詭弁と言う他ない。

脳死を人の死とする科学的根拠および論理が崩壊している問題とは別に、改正 A 案は、「脳死」状態の患者であるドナー候補者からの臓器摘出を容易にし、臓器をもらう患者（レシピエント）を増やすという、他者ないしは社会的利益を優先させているわけで、一人の人間が、他者ないしは社会の利益のための単なる客体、すなわち、他者や社会の単なる道具に成り下がってしまう。改正 A 案は、脳死状態にある患者の人間の尊厳を侵すものとする。

2) 尊厳死要綱骨子案について

「リビングウィルを作成する際、その病状も療法もまったく未来的・仮定的・想像的なものであり、インフォームド・コンセントとは前提を異にする²¹⁾」医師と患者の間の、同時に行われるべき対話は存在しない。インフォームド・コンセント原則は、個々の患者の病状および治療法のいずれも個別的、特定のでなければ判断できないのが前提である。生命維持治療の放棄が問題にされるとき意識のない場合が多いが、そういう状態になるより前に、そういう状態になったときに本人の内面に何が起こるかは誰にも分からない。実際に

そういう状態になったときに考え方が変わる人も
いる。我々の意思は、病状が変化し生命を脅かす
症状が現れるにつれ揺れ動くのが常識である。単
純な自己決定権によって尊厳死を根拠付けること
はできないと思われる。

尊厳死要綱骨子案は、「激痛に苦しむ」の要件を
設けていない。人々が尊厳死に関心を持つ一つの
重要な理由であるにもかかわらず、である。「末期
の状態」を要件としつつ、「末期」でない「持続的
植物状態」にまで適用範囲を拡大させる根拠は不
明である。認知症患者、ALS（筋萎縮性側索硬化
症）にまで拡大しない根拠は何か。「延命措置」な
ど、もともと不必要なもの人々を錯覚させる。

そうすると、尊厳死要綱骨子案は自己決定権法
理を濫用し錯誤に基づく自己決定を促進させる。

また、生命維持治療の放棄の法制化が、問題に
なる患者本人のためと言うよりも、経済的要因、
近親者の負担要因、医師の免責要因等によって企
画されているとの疑問を私拭することができない。
医療費抑制、家族負担の軽減、医師の免責とい
う、他の事物に、生きている患者本人の (well
being) 福利に優越する価値を認めている。尊厳死
要綱骨子案は、「末期の状態」患者の人間の尊厳を
侵すものとする。

10. むすび

日本では、山川草木悉皆成仏という日本古来の
神道・仏教の歴史・文化の観点から、生きとし生
けるものと共生する人間のイメージが親しみ易い
かもしれない。いずれにせよ、学問・研究、医学
実験のような事物と同じレベルに格下げ
(degrade) されない存在として、人間をイメージ
することは難しくない。けれども、動植物と同じ
レベルに格下げされない存在と言えるためには、
動植物と異なる人間固有の価値として、知性によ
る認識および種々の規範意識があるのではなかろ
うか。西欧社会での人格 (persona) 論は、例えば
精神薄弱者では人格の実現が見られないし、胎児
だと人格は隠されていると説明し、人格の潜在性

を重視するようである。日本ではどう考えたら
いか。知性による認識や規範意識は、実現がなく
ても潜在性のある場合も同列に置くべきであろ
う。そうすると、個人としての、かつ、人類の一
員としてのすべての人間を動植物と同じレベルに
格下げしてはならないとの人間の尊厳を、日本で
も理解することが出来るように思われる。

法の根本価値である人間の尊厳を、日本の歴史
や宗教、文化、そして伝統に沿いつつ構築するに
は、何を問い、どう考えたらいいか。その出番の
限界についてなど、議論を多角化し深める必要を
感じるが、興味は尽きない。

参考文献・注

- 1) 本稿では、この語は、原文を引用する場合は別として、「人間の尊厳」と表記する。これは、第一に、human person の human は神、動物、機械などと対比して「人間らしい」の意であり、person は人格ないし人間であることを意味していること、human being は特に動物と対比して人間を意味すること、および、第二に、日本語における「人間」と「人」ないしは「ヒト」との差異を配慮したためである。「人間」とは、「(社会的存在として人格を中心に考えた) ひと。また、その全体。→人類」である (広辞苑)。「人」とは、「(法) 権利義務の主体たる人格。自然人と法人とに分けられる」(同)。「『人間』をヒトの意に用いるのは、日本語独自の用法で、中国語では単に「人」である。…『人間』がヒトを指す場合も、共同体の中で生きる存在という含意は生きている」(興膳 宏、「人間—生まれながらに社会的動物」。漢字コトバ散策。日経。2006 Mar 26.)。因みに「ヒト」とは、人間の生物学的、統計学的側面を意味する。そうすると、単なる権利義務の主体であるだけでなく、社会的、文化的存在としての、人類を含めた多様なレベルでの尊厳の担い手を表現する上で、「人の尊厳」の語は、その本質を表記しきれないように思われる。
- 2) 三島淑臣、稲垣良典、初宿正典、編。人間の尊厳と現代法理論—ホセ・ヨンパルト教授古希祝賀。成文堂；2000。
ミレイユ・デルマ・マルティ。「法の確かさと不確かさ」『人間性』と『尊厳』。In: H・アトラン、他。

- 工藤妙子, 訳, ヒト・クローン 未来への対話, 青土社; 2001.
- 秋葉悦子, ヴァチカン・アカデミーの生命倫理, 知泉書館; 2005.
- 戸波江二, 胎児の人権, 死者の人権, 日韓法学会共同シンポジウム (生命と法); 2004.
- 甲斐克則, 被験者保護と刑法, 成文堂; 2005.
- 3) 川田 殖, 戦後教育の反省と課題—民主主義は定着したか—, 共助 (キリスト教雑誌 2006・5) 「神はまた言われた, 『われわれのかたちに, われわれにかたどって人を造り, これに海の魚と, 空の鳥と, 家畜と, 地のすべての獣と, 地のすべての這うものをつとを治めさせよう』, 神は自分のかたちに人を創造された, すなわち, 神のかたちに創造し, 男と女とに創造された」(旧約聖書 創世記 第一章 26-27 節).
- 4) 青柳幸一, 憲法学の視点から—二つの『人間の尊厳』論と憲法理論, 北大法学論集, 2004 Feb; 54(6): 142-55.
- 5) 哲学や倫理学の領域では, sanctity of life (生命の神聖) とどちらを規範原則とするかなど検討が進んでいるようであるが, 本稿ではその領域には踏み込まない.
- 6) 位田隆一, 「国際人権法学の視点から」(生命科学の発展と人間の尊厳および人権), 北大法学論集, 2004 Jul; 55(2): 159-91.
- 7) 位田隆一, 医療を規律するソフト・ローの意義, In: 樋口範雄, 土屋裕子, 編, 生命倫理と法, 弘文堂; 2005.
- 8) 光石忠敬, 「脳死」の患者は死んでいない, 自己決定を無視した臓器摘出はできない, 日本の論点 2005 (59), 文藝春秋, 2004: 568-71.
- 9) 光石忠敬, 編集後記, 臨床評価, 2006; 33(3): 733-4.
- 10) 前掲注 4 青柳論文によれば, 「人間の尊厳」論には義務基底的「人間の尊厳」論と権利基底的「人間の尊厳」論があり, ポン基本法は, 前者だという, 前者では, 人間の尊厳が人権制約原理として機能する, という, 後者はなかなか理解しにくい, 後者は人権制約原理として機能しないというのであろうか.
- 11) 憲法 24 条が家族生活における「個人の尊厳」を規定しているが, この語につき「個人の, 人間としての尊厳」の意と解釈する学説はある (辻村みよ子, 憲法, 第 2 版, 日本評論社; 2005.p.187). 民法は, 憲法に倣い, 3 条が解釈の基準として「個人の尊厳」の語を用いている.
- 12) 光石忠敬, 棚島次郎, 栗原千絵子, 研究対象者保護法要綱試案—生命倫理法制上最も優先されるべき基礎法として—, 臨床評価, 2003; 30(2・3): 369-95.
- 13) 注 15 後掲書 p40.
- 14) 前掲注 4 青柳論文によれば, ドイツの判例・通説の「人間の尊厳」論は, 人格を有する具体的な個人の「人間の尊厳」の保障であって, 種としての人類の一員である故に付与される「人間の尊厳」ではないところ, フランス憲法院 1994 年判決は, 理性や自律を要件としない「種としての人間の尊厳」論を明確に打ち出し, ドイツの 2002 年「現代医療の法と倫理」審議会最終報告書も, 「種としての人間の尊厳」論を採用し, 人間をその知性に還元しない包括的な人間観に基づき, 自己決定能力を問うこともなく, 潜在的可能性論で擬制する必要もなく, 胚も受精卵も「尊厳」を有するものとして保護されることになる, という.
- 15) 光石忠敬, 人間, 「ヒト」, 「ひとモノ」, そして物—クローン法の問題を考える—, 法の支配, 2003 Jan; (128): 36-50.
- 16) この個人主義について, もともと日本人は, 人と人との間に自我の存在を認識する間人主義だから, 欧米の個人主義とは異質だと考えられる.
- 17) 受精卵・胚が人の始期ないし人の始原であり潜在性を伴う人間の尊厳を享有していることと, 自然妊娠の結果, 胎内に存在する受精卵・胚が着床して胎児に成長した場合に選択的中絶が許されるかどうかとは, どのような関係にあるだろうか.
- 妊娠・出産には個人的な意義の他に, 新たな生命の誕生に関わることから社会的意義があり, 女性の自己決定権は限界のない権利とはいえない, 妊娠に関する場面における女性の自己決定権の範囲は, 妊娠それ自体を避けるか否かまでであって, 既に生じた生命体の生命を絶つか否かの選択にまでは及ばないと考えられる.
- 確かに, 世界的には, 女性の自己決定権および女性の生命身体安全という根拠に基づきリプロダクティブ・ライツが確立されつつあり, 人工妊娠中絶の正当化, 合法化の流れがある.
- これを, 日本の現行法制度および社会事象を考えるとどうなるであろうか, 胎児の生命を保護するために刑法は墮胎罪の規定を設けているが, 人工妊娠中絶は母体保護法によって解禁され, その拡大的運

用によって中絶は広く行われている。そのほとんどが、「身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれ」に該当するものとされているが、その大多数は事実と異なる。墮胎罪は今日では全く適用されない。日本では、墮胎罪は国民の誰もが守らないものとして慣習法的に効力を喪失しており、また、母体保護法も実質的には守られていないから、いわゆる法的評価空白領域にある（金沢文雄「生命の尊重と自己決定権」（注1の人間の尊厳と現代法理論・ホセヨンパルト教授古希祝賀））と考えられる。

以上の通り、生殖技術において胎外に取り出され

る受精卵・胚が人の始期ないし人の始原であり潜在性を伴う人間の尊厳を享有していることと、選択的中絶が許されるかどうかとは別次元の問題だと考えるべきである。

- 18) 前掲注 15.
- 19) 玉城康四郎. 宗教観と脳死・臓器移植問題について. 臨時脳死及び臓器移植調査会審議だより. 1991 Mar ; (4).
- 20) クレール・アンプロセリ. 中川米造, 訳. 医の倫理. 白水社 ; 1993.
- 21) 唄 孝一. 『尊厳死』論議に加えたい視点. 生命の科学. 1994 ; 23.

* * *